

○「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19日付け基発0319009号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別添 8		別添 8	
技能講習の名称	講師の条件関係	技能講習の名称	講師の条件関係
1～30 (略)	(略)	1～30 (略)	(略)
31 フォークリフト運転技能講習規程(安衛法別表第20第17号関係)	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20条第11号の業務」の項の各号に該当する者、 <u>道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許を有する者又は道路交通法第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者</u> で、10年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの (2)・(3) (略) 3～6 (略)	31 フォークリフト運転技能講習規程(安衛法別表第20第17号関係) 1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20条第11号の業務」の項の各号に該当する者 <u>又は</u> 道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許を有する者で、10年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの (2)・(3) (略) 3～6 (略)	
32 ショベルローダー	1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱い	32 ショベルローダー 1 (略) 2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱い	

等運転技能
講習(安衛法
別表第20
第17号関
係)

の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第
3号の「同等以上の知識経験を有する者」は
、次に掲げる者が該当すること。

(1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20
条第13号の業務」の項の各号に該当する
者、道路交通法第84条第3項に規定する
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型
自動車免許、普通自動車免許若しくは大型
特殊自動車免許を有する者又は道路交通法
第84条第4項に規定する大型自動車第二
種免許、中型自動車第二種免許、普通自動
車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二
種免許を有する者で、10年以上ショベル
ローダー等の運転の業務に従事した経験を
有するもの

(2)・(3) (略)

3～6 (略)

等運転技能
講習(安衛法
別表第20
第17号関
係)

の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第
3号の「同等以上の知識経験を有する者」は
、次に掲げる者が該当すること。

(1) 労働安全衛生規則別表第3「令第20
条第13号の業務」の項の各号に該当する
者、又は道路交通法第84条第3項に規定す
る大型自動車免許、中型自動車免許、準中
型自動車免許、普通自動車免許若しくは大
型特殊自動車免許を有する者で、10年以
上ショベルローダー等の運転の業務に従事
した経験を有するもの

(2)・(3) (略)

3～6 (略)